

(請負工事、修理工事)

## 請 書 (案)

- 1 工 事 名 令和6年度荊田沖土砂処分場法面对策工事
- 2 工 事 場 所 発注者指定の場所
- 3 工 期 自 令和6年 4月30日  
至 令和6年10月31日
- 4 請負代金額 ¥ -

(うち取引に係わる消費税及び 地方消費税の額) ¥ -

上記の契約について、次の事項によりお請けします。

- 1 別冊の設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき、頭書の契約を履行します。
- 2 貴局の承諾を得たときを除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはしません。
- 3 設計図書において貴局の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用します。なお、この検査に要する費用は当方が負担します。
- 4 設計図書に基づき、工事施工のため引渡しを受けた支給材料及び貸与物件については、善良な管理者の注意をもって管理します。
- 5 当方の責により、支給材料又は貸与物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、貴局が指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償します。
- 6 引渡し前の工事目的物に係る損害は、貴局の責に帰すべき理由による場合を除き当方が負担します。
- 7 工事の施工に伴ない第三者に損害を及ぼしたときは、通常避けることが出来ない理由又は貴局の責に帰すべき理由に基づく場合を除き、その損害については当方が負担します。
- 8 天災その他不可抗力による損害については、その損害額が請負代金額の1/100を超えない額は当方が負担します。なお、損害額については、貴局と協議のうえ決定します。
- 9 工事が完了したときは、直ちに完成届を提出して貴局の検査を受けます。
- 10 前項の検査の結果不合格となったときは、貴局の指示に従い、直ちに工事目的物を修補して再検査を

受けます。

- 11 請負代金の請求は、検査に合格した後請求書により行い、貴局が受理された日から 40 日以内に支払を受けます。
- 12 引渡しの日から 1 年間は、貴局が指定する期日までに工事目的物のかしを修補し又は修補に代えて若しくはその修補とともに損害を賠償します。
- 13 当方の責に帰すべき理由により工期内に工事が完成する見込みがない場合は、貴局に対して工期延長の承諾を求めます。
- 14 前項により承諾を得た場合は、工期の翌日から工事の完成する日までの日数に応じ、請負代金額に年 3 パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払の際相殺されても異存ありません。
- 15 当方が契約に違反し、そのため貴局が契約の目的を達成することができないと認められ、契約の全部又は一部を解除されたときは、請負代金額の 1/10 に相当する額を違約金として貴局が指定する期間内に納付します。
- 16 この契約について新たに生じた事項その他疑義を生じた事項については、貴局と協議のうえ処理します。

令和 6 年 4 月 3 0 日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 苅田港湾事務所長

高山 優 殿

住 所

氏 名

印